

平成 2 7 年 6 月 1 0 日

平成 2 7 年第 2 回 岬町 議会 定例会

第 2 日 会議録

平成27年第2回(6月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成27年6月10日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	危機管理監 中田 道徳
副 町 長 中口 守可	企画政策監 西 啓介
教 育 長 笠間 光弘	水道事業理事 鶴久森 敦
まちづくり戦略 室長兼町長公室長 保井 太郎	総務部理事兼 財政改革部理事兼 岸野 行男 まちづくり戦略室理事
総 務 部 長 古谷 清	しあわせ創造部 理 事 申山 京子
財政改革部長 四至本 直秀	都市整備部理事 家永 淳
しあわせ創造部長 古橋 重和	都市整備部理事 早野 清隆
都市整備部長 木下 研一	都市整備部理事 河合 敦巳
教 育 次 長 廣田 節子	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 岸 本 保 裕

議会議務局課長代理 増 田 明

○会 期

平成27年6月9日から6月26日（18日）

○会議録署名議員

3番 和 田 勝 弘

6番 松 尾 匡

議事日程

- 日程1 議案第43号 専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町一般会計補正予算（第8次））
- 日程2 議案第44号 専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次））
- 日程3 議案第45号 専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次））
- 日程4 議案第46号 平成27年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件
- 日程5 議案第47号 平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件一般質問
- 日程6 議案第48号 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
- 日程7 議案第49号 岬町子ども・子育て会議条例の一部を改正する件
- 日程8 議案第50号 岬町教育委員会の任命について同意を求める件
- 日程9 報告第2号 平成26年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は、12名です。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程1、議案第43号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町一般会計補正予算（第8次））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程1、議案第43号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町一般会計補正予算（第8次））について説明いたします。

平成26年度一般会計決算見込みにおいて、不用額及び大阪府市町村振興補助金などの特定財源の確定に伴う財源更正並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

補正予算の内容の説明をさせていただく前に、平成26年度一般会計の決算見込みについてご説明いたします。

平成26年度におきましては、地価の下落や少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加に加え、公債費が高どまりしているなどの状況の中で、厳しい財政運営となっております。超過課税の増収効果、大阪府市町村振興補助金や特別地方交付税などの財源の確保に加え、第2次集中改革プランによる行財政改革の取り組みを進めておりますが、税収は伸び悩んでおります。平成26年度はこうした要因に加え、退職者の増加などによる関係経費が増加したことにより生じた財源不足額は基金を活用することで、実質収支を引き続き黒字を確保する予定です。

このように、町財政は依然として厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されており、今

後も行財政改革を積極的に推進していく必要があります。

なお、決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきまして説明させていただきます。

平成26年度一般会計補正予算（第8次）につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正及び歳出不用額の調整等を行う内容となっております。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,225万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,097万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、13ページから18ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方譲与税から自動車取得税交付金、並びに3ページの地方交付税及び交通安全対策特別交付金につきましては、交付決定に伴い、合計で5,304万円を増額計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、収入見込みに伴い、電柱敷等使用料53万2,000円を増額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴い、161万6,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、社会資本整備総合交付金について、既存民間建築物耐震診断等分、道路整備等分を合わせて628万円を減額計上する一方、国の経済対策に伴う補正予算を活用した、がんばる地域交付金（道路整備）885万8,000円を増額計上いたしております。

府支出金につきましては、交付決定に伴い748万6,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、健康ふれあいセンターの運営や、ごみ処理施設運営に係る大阪府市町村振興補助金として合計で820万円を増額計上する一方で、震災対策推進事業補助金27万円を減額計上するものでございます。

財産収入につきましては、基金預金利子43万6,000円を増額計上いたしております。

寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金139万円を増額計上いたしております。

繰入金につきましては、8,131万7,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、決算見込みを踏まえ、これまで必要な財源として計上いたしておりました財政調整基金繰入金1億3,131万7,000円を減額計上する一方、公共施設整備基金繰入金5,000万円を増額計上いたしております。

4ページをご参照願います。

諸収入につきましては、1,084万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、テニスコート整備事業費の決定に伴い、スポーツ振興くじ助成金866万4,000円を減額し、大阪府市町村振興協会市町村交付金については、交付決定に伴い236万1,000円を減額計上するものでございます。

町債につきましては、起債借入額の決定に伴い1億3,460万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、道の駅整備事業債1億2,170万円、淡輪16区集会所に係る集会所整備事業債1,320万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要について説明いたします。

5ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、19ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照願います。

総務費につきましては、1,440万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、淡輪16区集会所建設に係る工事監理業務委託料と建設工事を合わせまして1,059万1,000円を、住民情報システムに係る保守委託料とリース料を合わせて126万9,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

民生費につきましては、健康ふれあいセンターや緑ヶ丘調理施設について、大阪府市町村振興補助金の交付決定及び地方債の借入額の決定に伴う財源更正を行うものでございます。

衛生費につきましては、1,050万3,000円を減額計上しております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、個別予防接種委託料（三種混合等）340万円、ごみ処理施設（夜間）運営委託料400万7,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

商工費につきましては、（仮称）道の駅「みさき」整備工事負担金1億2,170万6,000円を減額計上いたしております。道の駅につきましては、整備事業費に係る町負担分を予算計上してはいましたが、第二阪和国道の全線開通時期にあわせまして整備を行うことから不用額として処理しているものでございます。

土木費につきましては、826万3,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、西畑線整備事業について設計業務委託料と改良工事を合わせて274万6,000円、下水道事業特別会計繰出金269万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

6ページをご参照願います。

消防費につきましては、604万3,000円を減額計上いたしております。主な内容といた

しましては、年度末の消防団員退職に伴い退職報償金46万4,000円を増額計上する一方、不用額の調整に伴い、泉州南消防組合負担金542万9,000円を減額計上するものでございます。

教育費につきましては、1,447万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、小学校改修工事18万3,000円、テニスコート改修工事1,418万9,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

災害復旧費につきましては、不用額の調整に伴い、町道災害復旧工事48万円、河川災害復旧工事106万1,000円、合計で154万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

公債費につきましては、不用額の調整に伴い一時借入金利子230万2,000円、地方債利子償還金485万2,000円、合計で715万4,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

諸支出金につきましては、2,182万6,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、財政調整基金2,043万6,000円に加え、岬ゆめ・みらい基金に139万円をそれぞれ積み立てを行うものでございます。

続きまして、7ページから9ページをご参照願います。

第2表、地方債補正をごらんください。地方債借入額の決定に伴い、緑ヶ丘調理施設整備事業のほか3事業を新たに追加し、健康ふれあいセンター整備事業のほか10事業について、それぞれ限度額の変更を行うとともに、道の駅整備事業ほか1事業を廃止するものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この専決処分については、今、担当課から一つずつ説明がありましたが、全体の金額が大きいですので1点質問いたします。

道の駅の減額は仕方がないと思いますが、あの減額も、今も言いましたように一つひとつ理由を言っておりましたが、全体の金額が大きいですと思います。

この点について、大きいことは理由でわかりますが、もう少し少なくてできなかったのかと思う

ので、この点について大きくなった理由をお聞きいたします。

○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

和田議員のおっしゃるとおり、第二阪和、道の駅にかかわる不用額が確かに大きいということがございます。

それと、やはり今回、投資的事業の、例えば16区集会所で1,029万1,000円、またテニスコート改修工事1,418万9,000円ということで、やはり投資的事業のほうにつきまして入札等によりまして工事が減額されたことが今回大きな理由というふうに考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 私も不用額が出るのはいいことだとは思っているのですが、理由は今言いましたように建設費のあれがあるということでございますが、できれば、やはり多い多いでは具合が悪いと思いますので、その点、本年は余り多くならんようによろしく願いいたします。

○道工晴久議長 ほかにございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 私も道の駅の部分について、大きな不用額等に少し疑問を持って、今、和田議員が質問したんですけど、この二国の延伸工事に伴って一時必要性がなくなったと、こう解してるんですけども、それを集会所とかテニスの部分について流用しているということ、財源的にはわかるんですけども、当然、この工事というのは事前から遅れるということは恐らく情報も入っていると思うんですけども、なぜ和田議員と同じように、この大きな額が不用額としてそういうように流用したのかということを再度説明していただきたいと思います。

○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 ちょっと私の説明が悪かったかもしれませんが、テニスコート、16区に関しては流用ではなくて、工事の入札に伴う不用額ということでございます。

それと、道の駅に関しても、第二阪和の状況もございまして、いまだ造成工事等もできていないという状況がありますので、その辺に関しては事業的に進めることができなかつたということで不用額として今回減額計上させていただいているということでご理解願いたいと思います。

○道工晴久議長 ほかにございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 予算書の15ページの中で、一番下に国庫補助金として社会資本整備総合交付金（既存民間建築物耐震診断等）ということで、これ減額ということになっております。

それから、これにかかわって、この参照の中ではあと二つ、府からと町からということで、こ

れに関連する当初予算が組まれていたものが不用額ということになったということが示されているのかなとお見受けをするんですけど、まず確認させていただきたいのは、今、私が申し上げた三つの予算計上の不用額にかかわっては民間住宅の耐震診断補助にかかわるものであるということと、それから、残念ながら昨年度中においては予算書と同額の不用額というようにお見受けできますので、これは申請が一つもなかったということであるのか、それとも、申請はあったけれども該当しなかったということになるのか、そのあたりの、全額不用額として処理せざるを得なかった事情をお尋ねしたいと思います。

それから、20ページの款4、衛生費にかかわってお尋ねをいたします。

一番上に予防費ということで個別接種委託料、三種混合とありまして、これは予算と比較しますとおよそ17%ほど不用額ということになっているのかなとお見受けしたんですけども、適当な時期に必要な子どもたち等に接種を受けていただく事業なんですけど、これは必要な方に全て受けていただいているのか、受診の状況について、受診というのかな、接種の状況についてお尋ねをいたします。

それから、21ページの清掃費にかかわってお尋ねをしたいと思います。

項2とありまして、清掃費の粗大不燃ごみ等一時保管所設置工事235万円が不用額ということで計上されているわけなんですけど、これは新しいヤードをつくるというような話が予算審議のときにあったのかなと思っているんですけど、これも全額不用額ということで処理せざるを得ない状況があったようで、このあたりの事情についてもお聞きしておきたいと思います。

それから、22ページの一番上に、工事請負費ということで西畑線道路改良工事267万2,000円の減額ということで、これは落札減になるのかなと推測を勝手にしてるんですけど、予算と比べて非常に安い工事費で済んでいるような印象を受けまして、その工事の状況といいですか、当時、予算は500万円ということで組んでいたのかなと思ったんですけど、ほぼそれの半額に近い金額で工事が済んだということであるのか、何かそのあたりの事情があれば、少し金額に不自然さを感じますもので、事情をお聞かせいただければと思います。

それから、これで最後になりますけれども、23ページの一番上、消防団員年間報酬とありまして、予算のときは105人という形で予定をされていたかと思うんですけど、96人ということで減額計上をしたと、それで専決をしたということではありますが、この人数について、十分であるのかどうかといいですか、予定していた人数よりは少なくなってしまったということで、そのあたりの状況についてもお尋ねをしたいと思います。

五つの事柄についてお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 今の質問に対し、理事者の答弁を求めます。都市整備部理事、家永君。

○家永都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

1点目の耐震診断等に係る交付金の関係でございますが、三つ予算書に出ておるといってございまして、一つは国の補助金、歳入のほうでは一つが国の補助金、それと大阪府のほうの補助金となります。歳出で記載させていただいているのが、全体の補助金の金額ということになっております。

それと、今回、全額落ちているということでございますが、平成26年度は問い合わせもなく、実績がなかったということでございます。

それと、ちょっと順番飛びますけども、西畑線の改良工事分ということでございますが、予算計上当時はメートル当たりという単価を想定して予算を計上させていただいておりました。あわせて設計業務委託料ということで業務委託料を計上させていただき業務を発注し、現地を精査して工事を発注したという経緯がございます。

そのときに、少し予算額と設計額のほうの乖離がございまして、その部分で今回不用額として処理させていただいております。

○道工晴久議長 次に、しあわせ創造部長、古橋君。

○古橋しあわせ創造部長 私のほうから、予防接種の関係とごみの関係についてご答弁申し上げます。

予防接種につきましては、乳幼児からお年寄りまでの予防接種を保健センターのほうで行っておりまして、子どもさんに係る部分、BCGでありますとか、また四種混合等につきましては積極的に勧奨を行っておりまして、8割から9割程度の接種率となっております。

と言いますのは、生まれた年によりまして、年度をまたいで完了するという部分もございまして8割から9割の接種という形になっております。

不用額の理由といたしましては、三種混合とか不活化ポリオのワクチンが四種混合ワクチンに移行したということがございまして、その不用額や、また日本脳炎の第2期につきましては、過去に積極的な接種勧奨を行ってないために規定回数を接種していない経過措置者がおられますが、その接種者が少なかったことによる不用額、また子宮頸がんにつきましては、国の通知等によりまして、積極的な勧奨を控えたことにより接種者が少なくなったことによる不用額でございます。

それと、粗大不燃ごみ等の一時保管場所の設置工事の不用額でございますが、このヤードを予定しておりました埋め立て処分場は、埋め立ては終了しておりますが、現在、排水処理を行っており、完全に終了したということにはなっておりません。

このことから、構造物である粗大不燃ごみ等一時保管場所、いわゆるヤードを整備するに当たりまして、大阪府と届け出や構造物の設置に関する規制等について相談、協議をしております。

この協議の中で、重量規制について指導を受けまして、構造計算も行ったところではあるんですけども、これらの協議、調整に時間を要したことから、工事期間が十分に確保できなかったことにより工事が実施できなかったことから不用額となったものでございます。

○道工晴久議長 次はどなたですか。

危機管理監、中田君。

○中田危機管理監 今、議員おっしゃるように、団員数につきましては、減少の経過でございますけれども、今年度5人の新人の入団をいただきまして、6月1日現在で101名でございます。

今後も入団の募集に努めていきたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目のお答えをいただいた民間住宅の診断の補助については問い合わせもなかったということで、周知に努力をいただきたいと申し上げておきたいと思っております。

それから、個別予防接種委託料にかかわってですが、先ほど詳細をお示しいただきました。この件につきましては、ちょっと今説明をいただいた中で一つだけ申し上げたいことがあって、本論からは離れるかもわかりませんが、日本脳炎の第2期の接種者の問題で、結果としては接種いただいた方は少なかったと、これは別に任意というものですので、もちろん受けないということを選択する方もおられるわけで、その結果をどう見るかということについてはよく分析した上で物を言う必要があるんだろうと思うんですが、この接種について、確か特別な手だてを取られたのがこれだったのかなと私は、ちょっと勘違いだったらごめんなさいね、思ってた、保健センターのほうで第2期の接種は必要になった方に対して個別に通知を確か送られたという措置が取られたのではなかったかなと記憶してるんです。

もしかしたら、私、別のことだったのかもわかりませんが、そういう努力がこれに該当するのであれば、そのことについては積極的に評価するべきであろうと思っておりますので、今後も必要な方に情報提供といいますか、そういうことはきちんと努力を続けていただきたいと申し上げておきます。

それから、消防団員の方については、今年度5名の新規入団ということで大変、5名というのは、私の印象としてはすごく多いなという印象がありまして、いろいろ条件的な面でもこの間、努力をして、団員にご協力いただく方をふやすということはやってきたわけですけど、そのこ

とが功を奏したのか、非常にこれは努力しておられるんじゃないかなと。引き続き努力をしていただきたいと申し上げておきたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第43号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町一般会計補正予算（第8次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第43号は原案のとおり承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程2、議案第44号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程2、議案第44号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次））につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、平成26年度国民健康保険特別会計決算見込みにおいて、健康増進事業費補助金の確定に伴う財源更正に係る補正を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

議案書の1ページをごらんください。

本補正予算は財源更正のみの補正予算であることから、歳入歳出予算の補正として歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものとしております。

予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照ください。なお、詳細につきましては4ページに記載をいたしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

歳入予算につきましては、府支出金、府補助金といたしまして健康増進事業費補助金の確定に伴い41万6,000円を計上するとともに、次の基金繰入金を同額の41万6,000円を減額計上するものでございます。

次に、歳出予算につきましては、府支出金の充当先でございます保健事業費特定健康診査等事業費について、府支出金の確定に伴い財源更正を行うものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第44号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第44号は原案のとおり承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程3、議案第45号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程3、議案第45号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町下水

道事業特別会計補正予算（第2次）につきまして、ご説明いたします。

平成26年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして、不用額及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,313万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,491万1,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては6ページから7ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、下水道事業特別会計の財源調整により一般会計繰入金269万円を減額計上いたしております。

次に、町債につきましては、地方債借入額の決定に伴い120万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、流域下水道債120万円を減額計上するものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、交付決定に伴い210万円を減額計上しております。

次に、諸収入につきましては、流域下水道事業市町村負担金返還金を121万3,000円増額計上するものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより下水道使用料311万8,000円を減額計上いたしております。内容としましては、現年度分207万6,000円、滞納繰越分104万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、収入見込みにより受益者負担金524万4,000円を減額計上いたしております。内容としましては、現年度分137万5,000円を増額、滞納繰越分661万9,000円を減額計上するものでございます。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、支出見込みにより303万6,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、支出見込みにより一般職員超過勤務手当31万円、施設維持管理業務委託料66万1,000円、排水設備改造補助金12万8,000円、負担金の決定に伴い大阪府

流域下水道事業維持管理負担金193万7,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、事業費につきましては、支出見込みにより644万1,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、負担金の決定に伴い流域下水道事業負担金116万4,000円、落札減並びに事業費の確定に伴う減額により公共下水道事業認可変更設計業務委託料527万7,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、公債費につきましては、支出見込みにより366万2,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、不用額調整により、地方債利子償還金266万2,000円、一時借入金利子100万円を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。第2表、地方債補正をごらんください。

地方債借入金額の決定に伴い下水道事業の起債限度額1億2,220万円を1億2,100万円に変更するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 6ページの一番下にあります雑入の流域下水道事業市町村負担金返還金が発生した理由等についてお教えいただきたいと思います。

○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 ご説明させていただきます。

この流域下水道事業市町村負担金といいますのは、流域下水道、岬町は南部流域下水に属しているのですが、その流域のポンプ場であるとか幹線の整備なり維持補修に係る費用について各市町村が負担することになっているもので、その分担金に対する返還金になります。

基本的に、平成25年度に負担金として前年度にお支払いしてるいのですが、最終、決算されて精算されますので、その分が翌年の平成26年に精算に伴って返還金が生じたということでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第45号は原案のとおり承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程4、議案第46号、平成27年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程4、議案第46号、平成27年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件について、概要をご説明申し上げます。

足元の景気は緩やかな回復基調にあると言われているものの、本格的な回復にはなお時間がかかると思われております。本町の財政は引き続き厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,208万円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要についてご説明申し上げます。なお、詳細につきましては、5ページから6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、1,061万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方を対象とした介護保険料軽減負担金210万円、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の実施に伴い、本年10月からの本人への番号通知に向け、地方公共団体情報システム機構への関連事務の委任に係る個人番号カード交付事業費補助金588万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金につきましては、先ほどの介護保険料に係る低所得者保険料軽減負担金105万円と児童遊園改修事業に充当するための地域福祉・子育て支援交付金（子育て支援分野特別枠）94万6,000円、合計で199万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算の編成に際して必要な財源を補うための財政調整基金繰入金1,823万3,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、24万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本年7月から開園を予定いたしております市民農園利用料9万円、少子高齢化が続く厳しい環境の中で、地方創生に積極的に取り組む市町村に対しての国の地方創生人材支援制度を活用して、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や施策を推進するために、副町長として本年7月から国土交通省から職員を迎え入れることによる特別職宿舍利用料15万1,000円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要について、説明申し上げます。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照願います。

総務費につきましては、1,496万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、新たに迎え入れる副町長の人件費や宿舍借上料、執務に必要な備品の購入費などを合わせて908万2,000円、マイナンバー制度の実施に伴い地方公共団体情報システム機構に事務を委任するための個人番号カード関連事務費負担金588万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、1,068万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、低所得者を対象に、介護保険特別会計において介護保険料の引き下げを行うための介護保険特別会計繰出金（低所得者保険料軽減分）420万1,000円、子育て支援センター遊戯室に冷暖房設備を設置するための機械器具費524万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費につきましては、59万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、市民農園の開設に伴い、イノシシ用防護柵の設置に必要な電線・支柱などの消耗品費や農地借地料などの経費を合わせて9万円、中の峠地区にある峠池の法面応急対策工事50万円をそれぞれ計上いたしております。

土木費につきましては、483万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、コミュニティバスの運行に当たり、本町における公共交通の現状や課題を把握した上で、

地域にふさわしい運行形態を目指すために、地域公共交通会議を組織し、住民アンケート等を行い、地域公共交通計画の策定を行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教・厚生・事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田島議員。

○田島乾正議員 私、事業委員会に所属しておりませんので、土木費の中の都市計画費で、先ほどご説明がありましたように、地域公共交通計画策定業務委託費、この部分、赤バスとおっしゃったんですけども、これはどういう計画で、将来的にどう方向性を持っていくか、その現状を教えてくださいの、そして、今、赤バスの現状はどういう現状になっているかと、この2点ちょっとご説明いただけたらありがたいんですけども。

○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。しあわせ創造部長、古橋君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、地域公共交通会議でございますが、少子高齢化が進展する中でコミュニティバス、また、あるいは乗り合いタクシー、市町村バス、NPO等による輸送、運送等の運送サービスが地域の多様なニーズに的確に対応しつつ、安心、安全なものとして提供される必要があるというように考えております。

地域公共交通会議は、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるために、地域の実情に応じたバス運行の対応や運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主催者となって地域の関係者による合意形成を図る場として、道路運送法に位置づけられた会議でございまして、今回、その会議に基づきまして、旅客の利便性の向上や、また運行の対応、運賃・料金等について合意形成を図ってまいりたいと考えております。

また、地域公共交通事業計画の必要性でございますが、計画と申しますのは、現状からトレンドの状況を把握した上で、目指すべき姿に向けて物事を進めていくことというように認識しております。

先ほど申し上げましたように、岬町の状況を把握して、地域の特色を生かした公共交通サービスの仕組みを構築して、特に今後のコミュニティバスのあり方について、一定の方向性を示していきたいというための計画でございます。

それと、バスの現状でございますが、タウンミーティングでも若干説明をさせていただいておりますが、利用客につきましては年々減少しております、平成24年度からでは約1万635人減少しております。

また、バス会社の収支も約1,550万円から2,070万円の収入不足、つまり赤字経営が続いているというような状況でございます。

これらの要因によりまして、今後の運行事業者の撤退ということもございますので、今回、この公共交通会議の設置をして、あるべき姿をまずお示しをして、今後のコミュニティバスを効率的に運行していく方法を検討していきたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 田島議員に申し上げます。これは事業委員会でなしに厚生委員会ですので、田島議員さん、厚生委員会に入っていますので、この程度で。

○田島乾正議員 申しわけない、勘違いをしてました。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程5、議案第47号、平成27年度岬町介護康保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程5、議案第47号、平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件につきまして、ご説明いたします。

本補正予算は、消費税率の引き上げに伴い所得の少ない第1号被保険者の介護保険料の第1段階の負担割合を基準額の0.5%から0.45%に軽減する措置の施行日が介護保険法の施行規則により4月1日と定められたことに伴いまして、歳入予算について所要の財源更正を行うものでございます。

議案書の1ページをごらんください。

本補正予算は財源更正のみの補正予算でございますので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページ以降に記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

歳入予算につきましては、保険料、介護保険料として420万1,000円を減額するとともに、次の繰入金、一般会計繰入金を同額の420万1,000円を増額するものでございます。

また、本予算につきましては一般財源の財源更正となっておりますので、歳出予算はございません。

以上が、平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会への付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと

思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程6、議案第48号、特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程6、議案第48号、特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方創生に積極的に取り組む地方自治体を支援する「地方創生人材支援制度」により、本年7月より国から新たな副町長が派遣されることに伴い、特別職の退職手当に係る勤続期間の通算規定等を整備する必要性が生じたため、本条例に所要の改正を行うものであります。

地方創生人材支援制度とは、地域に応じた処方せんづくりを支援する制度でございます。派遣先市町村の条件といたしまして、市町村長が地方創生に関し明確な考えを持ち、派遣者を地域の変革に活用する意欲を持つこと。市町村版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること。人口5万人以下の三つがあります。

国側で募集された派遣人材といたしまして、地方創生の取り組みに強い意欲を持っていること。想定総合戦略の策定、実行のために十分な能力を有すること。公務員の経験が原則5年以上15年未満であることの三つの条件があり、地方創生に関し、まち・人・しごと創生戦略の策定や総合戦略の施策の推進を担うものとされております。

国からの本町への派遣は、一旦、国を退職して本町の副町長に就任していただく予定で、任期満了後には国に復帰いたします。これは国の人事異動により一時退職ですので、国からの退職手当の支給はありません。

また、派遣されたものが岬町の副町長として地方創生人材支援制度で定められた2年の任期を終えて国に復帰するときも本町を退職することになりますが、本町からの退職手当の支給はございません。

この条例改正は、国家公務員退職手当法第20条第2項の規定により、町などに派遣する一時退職時に国が退職手当を支給しない場合、派遣先の町の退職条例において派遣期間中の勤続期間の通算規定を明記する必要がありますので、本条例を改正するものであります。

それでは、具体的な内容につきまして、議案書の新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の左側、現行条例の附則第2項の次に第3項と第4項として、新規の附則文言を加えております。

新規に追加する附則第3項は、職員以外の地方公務員等であった者の勤続期間の通算であります。他団体から退職手当の支給を受けず派遣された者の退職手当の算定基礎となる勤続期間は、特別職の職員としての勤続期間に以前の他団体での勤続期間を加えて、公務員としての一連の勤続期間として通算するという規定でございます。

次の附則第4項は、職員以外の地方公務員等であった者の退職手当の額でありまして、同じく他団体から退職手当の支給を受けずに派遣された者の退職手当の額の算定に関する規定であります。

先ほどの新規附則の第3項で、副町長として勤続期間と、それ以前の国家公務員としての勤続期間を通算します。

副町長の在職期間と一般職であった国家公務員在職期間では退職手当の算定方法が違いますので、二つの勤続期間分をそれぞれの条例で定めている算定方法で計算し、それを合算して退職手当の額を算出する規定でございます。

附則第4項第1号は、当該特別職の職員の退職手当に関する条例、本則に基づく算定額を規定し、第2号は、本町の退職手当に関する条例、つまり一般職の退職手当に基づく算定額をそれぞれ規定したものでございます。

他団体に派遣された者は、これらの規定により万が一、国に復帰できずに自己都合退職等をされたとしても、これまでの公務員としての勤続期間の全てを通算し、不利益なく本町から退職手当の支給を受けることができるようになります。

なお、今回の退職手当の支給規定の整備は、あくまで国の人事異動で一時退職によって派遣され、その後、復帰することに対応するものでありますので、本町から退職手当は通常では発生いたしません。

次に、新しい附則第5項は、派遣された副町長が国に復帰する際に、本町から退職金を支払いませんという規定でございます。文言修正として、特別職等を特別職に修正しております。

この文言修正は、平成27年3月定例会におきまして、教育長が一般職から特別職になることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等の件で条例改正の可決賜りましたが、附則部分で改正漏れがあったため、今回、文言修正をお願いするものでございます。

条例改正の説明につきましては、以上でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会への付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程7、議案第49号、岬町子ども・子育て会議条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程7、議案第49号、岬町子ども・子育て会議条例の一部を改正する件につきまして、概要を説明させていただきます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て会議において子ども・子育て支援法に規定する事項に加え、本町の子ども・子育て支援策に関する事項等について調査審議するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

まず、改正の背景でございますが、本町では子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法等に基づく次世代育成支援行動計画及びすこやか親子21の二つの計画を対象が重なることや、お互いに補完し合う計画であること、また、何より岬町の子どもに関する計画を一本化したほうがよりわかりやすくなるということから一体で策定したところでございます。

今後、この一体の計画について進捗管理等を行っていく必要があることから、円滑に調査、審議できるよう条例を改正するものでございます。

次に、改正の内容といたしましては、任務について規定しております第2条について号立てとし、本町の子ども・子育て支援施策に関する重要事項及び、その他町長が必要と認める事項について調査、審議することも任務として追加するものでございます。

次に、組織について規定しております第3条におきまして、委員の数を12人から14人に、また、2項において委員の構成として教育関係者及び保健医療関係者を追加するものでございます。

また、附則では、本条例の施行日を交付の日から施行すると定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会への付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町子ども・子育て会議条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程8、議案第50号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程8、議案第50号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員の羽畑貫治氏は、平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町淡輪4492番地の2。生年月日は、昭和7年3月7日です。経歴等につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

また、教育委員の任期につきましては3年とさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月1日付で一部改正され、委員の任期について任期満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとした改正法附則第4条の規定により定めるものです。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第50号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 確認だけいたしたいと思います。

この羽畑氏の経歴等々拝見させていただきましたが、大変申し分のない教育関係の場を踏んでおられるということは十分理解いたしました。

まず、1点お尋ねしたいのは、現在の教育委員会の委員さんの中で、以前、元お仕事をされた所属機関ですね、羽畑氏以外に教育関係経験されている方がおられるのかおられないのか、まずご説明願いたいと思います。

○道工晴久議長 田代町長。

○田代町長 中口敦子委員さんは、中学校の教員の経歴がございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 私が認識しているところは、やはり各委員さんにおきましては、そういう元教育関係従事者、そして、一般社会の従事者、これがやはり2分の1ずつの経験者が教育委員会の委員としていろいろ審議していただく場で活動していただいたら素晴らしいなということを常々思ってたんですけども、今回、羽畑氏は年齢的に大変ご苦労されるんですけども、経歴を拝見いたしましたら申し分ない経歴がございますし、そして、平生におきましては、羽畑氏と私もよく道端で会ってお話ししたらしっかりした方で、何も年齢がいつとつても別に申し分ない方だと思いますので、バランス的に元教育関係者もおらなければいけませんので、バランス的にやむを得ないでしょうということでこの質疑をさせていただいたんで、この質疑は何ら意図はございませんので誤解のないよう一つお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第50号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定しました。

○道工晴久議長 日程9、報告第2号、平成26年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件について報告を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程9、報告第2号、平成26年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面をご参照願います。

事業の完了が翌年度以降となる繰越事業といたしまして、普通財産管理事業のほか6事業となっております。

これらの事業に要する事業費は合計で5億1,882万1,000円となっており、そのうち平成27年度への繰越額の合計は2億5,768万円となっております。

また、翌年度繰越額の財源内訳としましては、平成26年度に収入された既収入特定財源として、繰入金及び国庫支出金の合計で6,438万7,000円、平成26年度の国庫支出金の交付決定、起債許可により平成27年度に収入予定の国庫支出金・地方債の合計で1億8,822万円、一般財源は507万3,000円となっております。

なお、ここに掲げております各事業につきましては、去る3月の定例会におきまして繰越限度額を設定し平成27年度に明許繰越を行ったものでございます。

また、各事業に係る金額及び財源内訳につきましては、ごらんのとおりとなっております。

以上が平成26年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

○道工晴久議長 財政改革部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、平成26年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには委員会付託分の審議についてよろしくお願いします。

次の会議は、6月26日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後に開催予定の全
員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時17分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年6月10日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 和 田 勝 弘

議 員 松 尾 匡